



家屋の小修繕サービス

対象者 65歳以上のひとり暮らしの高齢者 65歳以上の高齢者夫婦世帯で、夫婦どちらかが虚弱な状態にある世帯 60歳以上のひとり暮らしの身体障害者

修繕内容 建具、家具等の簡単な修繕で8時間以内に完了するもの（屋根の修繕、電気・ガス・水道管の修理、庭木のせん定などを除く。）
費用負担 1時間当たり700円（材料費は別途実費負担）
利用回数 一世帯につき原則年3回まで
申し込み先 各地区在宅介護支援センター 高齢社会課（☎20 3 1 7 3）

福祉機器リサイクル

家庭で不要になった介護用ベッドや車いすをお持ちの人はご連絡ください。また、こ

れらの福祉機器の必要な人には無料で貸し出します。

対象品目 特殊寝台、エアーマット、車いすなど
貸出対象者 市内に居住する体の不自由な人

問い合わせ先 福祉課（☎20 3 1 8 1）

風しん予防接種

予防接種法の一部改正により、次に該当する人は風しん予防接種が受けられるようになります。

該当者 昭和54年4月2日（昭和62年10月1日までの間に生まれた人で風しん予防接種を受けていない人）
問い合わせ先 健康対策課（☎20 3 1 9 1）

環境大学学生住居建設促進補助金

環境大学に在学する学生用賃貸住宅を新築し、大学に登録した場合に建設促進補助金を交付します。

対象者 次の要件を満たす学生住居を所有している人
新築完了時期が平成12年4月1日以降 平成14年2月1日現

在、学生が居住 環境大学の学生住居の認定を受けている補助金額 学生住居一戸あたり年額2万円
対象期間 交付を受けた年度から3年間

受付期間 2月1日（金）～28日（木）

申請先 企画課（☎20 3 1 5 3）

償却資産の申告は1月中旬

平成十四年一月一日現在、事業用償却資産を所有している人は、資産の種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数などを申告してください。

申告が必要な償却資産とは、土地と家屋以外のもので、事業に使うことができる有形固定資産のうち減価償却額として経費に算入されるもの（自動車税、軽自動車税の対象となるものは除く）です。

なお、法定申告期限は一月末ですが事務処理の都合上、一月二十一日（月）までに申告していただくようお願いいたします。

問い合わせ先 固定資産税課

（☎20 3 1 3 1）



鳥取市職員採用試験

試験日 2月3日（日）
受付期間 1月8日（火）～23日（水）

受験案内配布場所 市役所1階総合案内所 鳥取駅行政サービスセンター

問い合わせ先 職員課（☎20 3 1 0 7）

試験区分	一般事務（身体に障害のある人が対象）
採用予定人数	1人程度
受験資格	昭和47年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた人（身体障害者手帳の所持などの条件があります）

鳥取市学校給食会 採用試験

採用予定職種 調理員1人程度